

広報

よしだ

7

平成20年
2008/July

No.588



「大幡川幹線にお花の苗を植えました」ちどり幼稚園（6月16日）

特集

「真に住んで良かった」と実感できる町政運営に…

行政報告

お花が咲いたら見に来てね

ちどり幼稚園が道路沿い花壇に苗植えを実施

ちどり幼稚園(佐藤恒次園長)が6月16日に園舎東側の町道大幡川幹線の道路沿いに約二千株の花の苗を植えました。幼稚園では、今回の花壇づくりを実施するために、県グリーンバンクからサルビアやマリーゴールドなどの種を譲り受け、苗になるまで園児が毎日大切に育てました。



当日は、星組と月組の園児66人とその保護者、園の呼び掛けで集まった地域のボランティアの方や、さわやかクラブの皆さんも参加をしました。



佐藤園長は、「幼稚園では、大幡幹線道路をよく散歩しており、この道を『ふれあい花の道』と命名しています。道路をきれいにし、地域の子どもからお年寄りの皆さんが散歩をしていたら、園児とのふれあいにつながればうれしいです。」と話し、今後は、今回植えた苗を大切に育てながら、残りの100mの沿道にもきれいな花を咲かせたいと花壇づくりを実施していく予定です。

C O N T E N T S

表紙スケッチ 7月のナイスショット	02
吉田産の笑顔に逢いたい! まちびとクローズアップ	03
町長からのメッセージ	04~07
特集 「行政報告」	08~09
まちのわだい	10~11
わがまち“お知らせ”あ・ら・か・る・と	12~15
TOUKAI-0 ほか	16~19
地球に優しい吉田町 ほか	20~21
としょかんだより	22
入札結果・広報はいだん ほか	23
まちかどダイアリー ほか	24

7

平成20年 2008/July No.588

yoshida

よしだ旋風を全国で…がんばれ!!吉田高校



静岡県立吉田高等学校 なぎなた部



陸上部 おかむらはやと 岡村隼斗



体操部 らちな 良知えり菜

平成20年度全国高等学校総合体育大会出場を決めたのが、吉田高等学校なぎなた部の皆さん、陸上部の岡村隼斗さん(3年)、体操部の良知えり菜さん(2年)です。今年、2年連続4回目の出場を果たしたなぎなた部部長の杉本美里さんは、「今年は、団結力の強いチームです。まずは予選突破を目標に、決勝トーナメントに進みたいです。」と大会に対する熱い気持ちを話してくれました。

次に、念願の全国大会初出場を果たした岡村隼斗さんは、「3年生最後の大会だったので絶対に全国大会に出場したいと思っていました。大会では、自己記録を更新して決勝まで進みたいです。」と大会の意欲を話してくれました。最後に、2年連続出場を果たした体操部の良知えり菜さんは、「目標は、優勝とは言えませんが、今まで練習してきたことを出し切って精一杯頑張りたいです。」と少し控えめな言葉にも大会に対する闘志がひしひしと伝わってきます。また、体操部は、東海大会への出場も決定しています。なお、全国高等学校総合体育大会は、7月28日から埼玉県で開催され、なぎなた競技は入間市で、陸上競技と体操競技は熊谷市で行われます。



東海大会に出場する体操部の皆さん

クローズアップ

Vol. 26

まちびと

Close-up

66 検証委員会の最終報告に対する 監査報告について

中山三星建材(株)工場跡地買収事務検証委員会の最終報告に対する監査報告が、第2回吉田町議会の最終日に開かれた本会議において公表されました。

監査報告の骨子は、①当局については、「取得動機は、マリーナ、大規模集客施設、フィッシュャーランド、後に総合運動公園施設と一貫性はないが、漁協からの町有地としての買い上げ要望もあり、私的目的があったとは思われない」、

②議会については、「当局と議会は、全員協議会を7回、議会定例会、臨時会を4回開催し、十分協議を行ってしている。その上で議会は、議決をしている」ことを理由に「中山三星建材(株)工場跡地の買収に係る当時の事務については、別段問題なく議決も十分な審議の末に適切になされた」と結論付けていると読み取れます。

この工場跡地の買収事務は、突

あるいは整備構想が策定されていなければなりません。行政目的は、総合計画および総合計画を具体的な年度に落した実施計画によって、あるいは、道路法や都市計画法に基づく整備構想によってそれぞれ策定されています。

計画が策定されていなければ買入れることができないのかといえば、必ずしもそのようなことはありません。行政財産として買入れたい土地や建物があった場合、実施何いの形で行政目的を特定すれば取得することができます。ただし、起案された実施何いに記載された行政目的は、一貫していなければならず、途中で変更されてはなりません。

それでは、中山三星建材(株)工場跡地の取得には、総合計画、実施計画、整備構想が策定されていたのか、あるいは実施何いが起こされていたのかといえば、何もありませんでした。なぜ、この工場跡地は、総合計画などの先立つものが無いにもかかわらず行政財産として取得されたのでしょうか。

この問題を解明する鍵は、平成13年12月に開催された第4回吉田

き詰めれば、行政財産の取得という問題に帰着します。監査報告は、行政財産の取得にかかわる法律の基本的な理解に問題があると思われ、改めて行政財産を取得する場合に満たさなければならぬ要件について、町民の皆さまに分かりやすくご説明し、ご理解を得たいと思います。

行政は、法律、政令、条例、場合によつては最高裁判所の判例などに基づいて、さまざまな問題を処理していることをまずもつてご理解ください。

町民の皆さまや会社などの財産を私有財産と呼ぶのに対し、普通地方公共団体である都・道・府・県や市・町・村の財産を公有財産と呼びます。地方自治法第28条は、公有財産について次のように説明しています。まず、第3項において、「公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する」、次いで、

町議会定例会において佐藤福子議員が行った「公有地を取得する際の前提、原則」にかかわる一般質問に対する中村芳樹町長の答弁に見出すことができます。長くなりませんが、触りの部分だけを引用してみましよう。『…本来、行政財産は、その行政目的を持って取得するものでありますが、土地の利用上、その行政目的がなくても、その土地を取り巻く環境から公共性が強く、取得時期において緊急を要するものである場合が考えられます。今回取得しようとする計画している三星スチールの工場跡地は、このような考え方のもと、取得を計画しているものでございます。』

まさに、中山三星建材(株)工場跡地の取得は、明確な行政目的がなくとも、①取り巻く環境から公共性が高い、②取得時期において緊急を要する、といった要件を備えている場合に許される土地の先行取得のケースであると答弁において具体的に明らかにしています。

この答弁は、土地の取得について、明確な行政目的がなくても、土地について首長が公共性が高いと判断し、取得時期についても競

町のみなさん、お元気ですか。



第4項において、「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう」。ちなみに、公用に供する財産は公用財産といい、役場庁舎、議事堂などを、公共用に供する財産は公共用財産といい、道路、学校、保育園、公園等の敷地などをそれぞれ指します。そして、普通財産とは、道路の付け替えなどで廃道とされた土地などを行い、場合によっては売却することが可能な財産であります。

中山三星建材(株)工場跡地の買収は、まさに行政財産の取得に他なりません。それでは、この工場跡地の取得と同じように、行政財産として土地および物件を買い入れる場合の標準的な手順についてお話ししましょう。

先ほどもお話ししたように、行政財産は特定の目的、すなわち、行政目的に供されるものです。したがって、行政財産として土地および物件を買い入れる場合には、「何に使うのか」、すなわち、行政目的があらかじめ特定されていないならばならない、言い換えれば、計画

争相手が現われる前に手を打つと判断すれば事が足りることになり、中村町長の答弁は、いみじくも欲しいから買うと言っているに過ぎないことになりました。

中村町長は、この答弁に引き続き、この工場跡地が絶好の立地条件にあることを挙げ、例えば、第三セクターを設置し、マリーナを建設したり、商業施設を図つたり、大勢の集客が見込まれ町の財政が潤うような土地利用を考えていきたいと抱負を語っています。また、平成14年6月26日に開催された平成14年第1回吉田町議会臨時会において、この工場跡地の買収にかかわる補正予算の議案説明に際し、

『……利活用は検討委員会で審議してもらおうが、その結論として、再度、工業を誘導すべきだとすれば、当然それも選択肢の中に入れておかなければならないと思っっている』と述べています。

中山三星建材(株)工場跡地の取得について、中村町長の答弁を全体的に要約すれば、「良い物件が出たので欲しいから買おう、何に使うかは後から考えればよいが、場合によっては、企業に売却すること

も考えている」と言っているのです。

行政目的を持たない土地の先行取得については、公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる、公拡法によつて例外的に代替の土地を取得する以外は原則として許されていません。このことから、中山三星建材(株)工場跡地の取得は、スタート時点において、すでに間違っていたことを雄弁に物語っています。この工場跡地の取得目的が二転三転どころか四転五転し、最終的にも決定されていない事実から見ても明らかであります。

総合運動公園や多目的広場といった取つて付けの便宜的な行政目的を掲げ、町民お一人当たり4万円、町民全体で約12億円という莫大な金額での購入は、わが町の財政に硬直化をもたらしてしまいましたが。

監査報告は、『当局と議会は、全員協議会を7回、議会定例会、臨時会を4回開催し、十分協議を行つていく。その上で議決している』として議決を擁護していますが、『何をか言わんや』です。



67

中山三星建材(株)工場跡地買収と町政運営について

平成20年5月15日に開催された第1回吉田町議会臨時会において、①中山三星建材(株)工場跡地買収に関する事項と②中山三星建材(株)工場跡有地の利用に関する事項を調査事項とする調査特別委員会の設置議案が出され、可決されました。

8人の議員(藤田議員、枝村議員、市川議員、片山議員、大塚議員、杉村議員、佐藤議員、河原崎議員)が賛成し、5人の議員(永田議員、八木宣和議員、増田議員、八木栄議員、勝山議員)が反対されました。なお、中山三星建材(株)工場跡地買収事務検証委員会の最終報告に対する監査の実施が全議員賛成の上可決されましたが、監査委員(2人)のうちの1人は議会を代表して八木宣和議員が務めておられます。

調査特別委員会の調査報告は、いつごろ公表されるのか定かでは

いことは、議会も公共用地先行取得事業債の申請に当たって掲げた事業目的はあくまでも便宜的なものであることは承知していたと推察されることです。

このように工場跡地の取得を全体的に把握しますと、この買収事務が「妥当な事務であり、問題はなかった」と結論を下した場合に、以下のような思っても見ない、とんでもない悪影響が出るのではないかと考えます。

大きな影響の一つは、平成14年6月26日に開催された平成14年第1回吉田町議会臨時会に提出された中山三星建材(株)外2名の土地を取得するための土地取得事業特別会計補正予算案の説明において、取得目的が便宜的であることを公に表明した事実から起こるものです。すなわち、「議会における当局の議案説明については、信びよう性が問題となることはなく、議決されてしまえば追及されることもない。つまり、当局は、議案の上程において、実態的な内容はともかく、議案の体裁が整っていれば問題はなく、どのような説明を行っても、結果として可決されれば、議案の

ありませんが、当町の行政運営に重大な意味を持つことは間違いありません。調査結果の内容いかんでは、吉田町が真に自律できる自治体と成れるのか、逆に、勝手気ままな経営を許容する極めて危険な自治体と成り下がるのか、重大な岐路に立っています。私は、6月定例会の閉会のあいさつに際して、『町民の皆さまが、今後どちらの吉田町の姿を自分たちの住む町として望まれるのか、議員の皆さまがしっかりと見据えて、決して誤りのない対応を行っていただきたい』と議員の皆さまにお願い申し上げます。

中山三星建材(株)工場跡地の買収事務に問題があったのか、あるいは問題がなかったのか、判断の分かれるところですが、最終的な問題はその判断いかに留まるものではなく、それぞれの判断が含意するものが問われていることをご

審議の過程で説明したことについてさかのぼって責めを問われることはない」ということを公に認めることとなります。

大きな影響の二つは、同じく平成14年6月26日の第1回議会臨時会における上程議案の説明の際に取得目的に企業への売却も選択肢の一つであることを明らかにしたことから、「公用又は公共用に供し、又は供されることと決定した財産」と定められた行政財産の仕分けの中に、「明確な行政目的がないばかりか、場合によっては売却の可能性がある土地や物件」まで含むことになり、地方自治法第238条第4項に定めた行政財産の考え方と異なる解釈を公然と認めることとなります。

大きな影響の三つは、行政財産の取得手続きについて、中山三星建材(株)工場跡地の取得の事例が適正な手続きであると公に認められることとなります。つまり、行政財産を取得する場合、具体的な計画に基づいて取得する必要はなく、取得目的が定まっていなくても、物件を取得するためには便宜的な仮の目的を掲げて起債申請(借金

町のみなさん、お元気ですか。



理解していただきたいのです。すなわち、町政運営の最も深いところにあるものが、問われているのです。問題があったとの判断には、首長の恣意的な行政運営を排除すべきであるとの意が、問題がなかったとの判断には、首長の恣意的な行政運営は許容できるとの意が、それぞれ含まれているのです。

仮に、中山三星建材(株)工場跡地の買収事務が「妥当な事務であり、問題はなかった」との結論になった場合には、今後における吉田町の行政運営にとんでもない悪影響を及ぼすこととなります。

の申し込み)を行うことも是認され、瑕疵のある議案を上程しても問題とならず、取得する土地や物件を十分に調査する必要もなく、結果として処理基準すら定まっていなくても、何ら問題がないことを公に認めることとなります。

中山三星建材(株)工場跡地の買収事務では、その他にも、さまざま問題が指摘されますが、この3点だけを取り上げただけでも、とんでもない事態を招くことがお分かりいただけたものと思います。と申しますのは、今回の事例が「妥当であり、問題はなかった」となれば、これを吉田町の規範と位置付け、今後の事務処理が変更される恐れがでます。

まず、この規範に基づいて、事務手続きを組みかえるような余地を残しますと、議会における当局の議案説明に際して、「その発言に責任を負う必要はないので、その場しのぎの説明でも許される」というような答弁マニュアルが作成されかねないこととなります。次いで、売却対象まで行政財産であるとすれば、公有財産の

問題は、行政目的のない土地および物件の取得を思い立ったことから始まり、このことが極少数の執行部の人間による意思決定、および事務処理を不可避的なものとし、取得費用の調達のために、一方では、国および静岡県に対して便宜的な取得目的を掲げた公共用地先行取得債の申請となり、他方では、議会に対して地方自治法第230条の規定に基づく中山三星建材(株)外2名の土地を取得するための土地取得事業特別会計補正予算案の提案となったものと考えられますが、この際に見落としてならな

管理において大きな問題が生じることとなります。地方自治法第238条の4には、「行政財産は、売り払うことができず、これに反して行った場合には、これを無効とする」との内容が規定され、売却対象の土地まで行政財産とした場合には、無理が生じます。また、財産取得の手續きについても、「取得対象の土地や物件が取得できれば、取得過程の妥当性は問題にしない」というような不適切なルールまで許されることとなります。中山三星建材(株)工場跡地の買収事務が「妥当であり、問題がなかった」と結論付けられることは、行政当局が実務を処理する上で、適切と呼ぶにはほど遠い事務手續きが標準化される余地を残すこととなります。

そして、この規範に基づいて事務手續きが構築されるようなことがあれば、国、県はもとより、全国の全ての自治体から、特異な自治体と嘲笑されることを覚悟しなければなりません。

行政報告

平成20年第2回町議会定例会が、6月6日から20日までの15日間の会期で開かれました。開会の冒頭、田村町長が行政報告を行いましたので、その内容の一部を紹介します。

はじめに

わが国を取り巻く経済、社会環境は大きく変化しており、グローバルな競争の激化や少子高齢化・人口減少社会を迎え、内外に課題が山積しております。このような社会情勢の中、5月20日に閣議決定された政府の「2008年高齢社会白書」により、65歳以上の全高齢者のうち、2017年には75歳以上の後期高齢者人口が1,757万人と前期高齢者人口の1,740万人を上回る見通しになるとともに、2055年には総人口が9,000万人を割り込み、国民の2・5人に1人が65歳以上の高齢者になると紹介しております。

この急速な人口減少社会の到来の中、幸いにもわが町は、人口増加基調を崩していない状況にありますが、高齢化は確実に進んでおりますので、将来に向けて引き続き、少子化と高齢化が同時に並行して進む社会に換えれば、少子化する高齢社会を活力あるものとする施策を展開していかなければならないと考えております。

健康づくり事業

寝たきりの原因とされている生活習慣病や身体活動の低下を予防し、健康の維持増進を図る手段の一つとして、ストックを利用したウォーキング教室、いわゆる「若返り貯筋塾」を昨年度から開催しておりますが、本年度も引き続き1教室6回の平日(月曜日)コースおよび日曜日コースを、それぞれ6月および10月から開催するとともに、「ストックウォーキング体験教室」も6月から毎月1回の開催を予定しております。

また、昨年度「若返り貯筋塾」に参加された方々が、本年度はサポーターとして活躍していただけでなく、「ストックウォーキングサポーター養成講座」を開催するとともに指導者の拡大を図るため、町内の運動指導者等を対象とした「ストックウォーキング指導者研修会」の開催も予定し、健康の維持増進のための運動の一層の普及と定着を目指しております。



次に、社会教育の中で進めている健康づくり事業であります。医療の進歩や生活水準の向上などにより年々平均寿命が伸びるとともに高齢化が進展する中、町民の皆さまにより一層健康で充実した生活を送っていただくためには、自らが健康第一に生活しようとする意識づくりが大切であると考えております。本年度は、生涯学習の一環として、昨年度作成した吉田町オリジナルダンス「ヤレレコのSAY!」の練習会を町内各地域で開催しておりますが、新たにソフトランニング教室も開催し、町民の皆さまの健康づくりに取り組みしております。

また、ソフトランニング教室であります。町民の誰もが気軽に参加し運動の基本である走ることの楽しさを体験することによりスポーツに対する関心を深めるとともに、走ることを通じて自らの健康増進を図ることを目的に実施しております。教室は、教員退職者や陸上経験者に講師を務めていただき、4月から毎月2回、午後7時から8時半までの1時間半吉田中学校グラウンドで正しい歩行やミニハードル走などを行っております。今後、教室に数多くの町民の皆さまが参加され、ランニングの楽しさを知っていただきながら、自らの健康増進させていただけるように取り組んでまいります。

子育て支援事業

昨年の6月から開設しております「わかば」子育て支援センターであり、平成19年度中の利用者数は、親子合わせて5,103人で、1日平均23人強となっております。

親子のふれあいの場として、また、親同士の交流の場として、育児相談をはじめ、各種の乳幼児教室、絵本の読み聞かせなどさまざまな内容で子育て支援を展開しておりますが、本年度か

小中学校緊急連絡システム

学校における緊急連絡網整備事業につきまして、町内小中学校の児童、生徒の保護者に対し、電話、メール、ファックスなどを利用し、文字や音声により一斉に情報を配信するシステムの導入作業を進めております。

メールによる一斉連絡システムについては、大阪教育大学附属池田小学校をはじめ、多くの小中学校で導入されており、近隣市町の小中学校でも導入され始めておりますが、本町の導入するシステムは、さらに進んだシステムで、学校のパソコンから保護者の持つ電話、メール、ファックスなどの受信媒体に対し、一斉に情報を配信し、しかも受信確認が取れない場合は、第二、第三の受信媒体に対し、追尾して送信できるシステムであり、携帯電話以外の受信媒体も選択でき、携帯電話を持たない方に対しても同じように連絡がとれるというシステムであります。

このシステムを採用することにより、災害時における児童の引き渡しとの連絡、雨天時の学校行事の中止の連絡など、短時間で保護者の皆さま方への確実な連絡が可能となります。

東名川尻幹線の整備

都市計画道路東名川尻幹線の整備でございますが、現在、東名吉田インターチェンジから国道150号までの区間につきまして、は、主要地方道島田吉田線バイパスと位置付けられ、県が事業主体となり事業を進めております。

このうち、東名吉田インターチェンジから富士見幹線までの区間につきましては、すでに用地買収も終了し、工事を進めていくところであり、7月中旬をめぐりに供用を開始する予定であると伺っております。

今後は、富士見幹線から国道150号までの区間につきまして、早期に完成できるように県に対して要望してまいります。一方、国道150号から南側につきましては、町が事業主体となり整備を進めております。昨年度は、水路の付替え工事を主体に



整備を進めましたが、本年度は道路側溝及び舗装工事を計画しております。

契約制度の見直し

公共工事の入札および契約の適正化に関しましては、本年3月31日に総務省自治行政局長と国土交通省大臣官房建設流通政策審議官から全地方公共団体に對し、全体としては改善されているものの、一部の地方公共団体においては、不十分な点が見受けられるため、さらなる取り組みを行うように要請されたところであり、その主な内容は、一般競争入札の拡大、総合評価方式の導入・拡充、予定価格などの公表の適正化、指名停止措置などの適正な運用の徹底、入札および契約の過程並びに契約内容の透明性の確保などであり

ます。当町におきましては、昨年度の建設工事の発注に係る入札制度と入札情報の公開に関する制度改革により、通常の指名競争入札方法の撤廃や総合評価方式による競争入札試行の実施、入札情報の公表レベルの向上などを実施しており、この要請事項の多くを満足している状況にあります。しかしながら、契約情報の開

示などの点においては、さらに改善しなければならぬ部分もありますので、目下、こうした点を見直すとともに、細部にわたる制度づくりに取り組んでいくところであり、また、確かな品質の成果物を納入していただくためには、検査の充実も大変重要となりますので、今年度の途中からでも新たな検査要領に基づく検査を実施できるよう取り組んでいるところであります。

おわりに

今後も行財政運営の透明性、効率性のさらなる向上に努め、さまざまな施策を着実に展開していくとともに、町民の皆さまが「真に住んで良かった」と実感できる町政運営に全力を傾注してまいります。

※全文から一部を抜粋し、掲載しています。全文は、吉田町のホームページ(<http://www.town.yoshida.shizuoka.jp/>)からご覧いただけます。



らは、専任の職員を1人増員して体制を強化するとともに、今後は、さらに、町内各地域における身近な子育て支援を推進するため、自治会館などの地域の施設を利用した事業展開を計画してまいりたいと考えております。

また、放課後児童クラブ事業であります。平成20年度当初の利用児童数は3学区全体で178人と、平成15年度の39人に比し、実に4・5倍以上となっております。放課後児童クラブは、1年生から3年生までの異なった学年の児童が、遊びや学習などを通じて交流できる貴重な体験の場であり、この集団活動において養われる「友達を思いやる心」や基本的な生活習慣を身に付けるための「しつけ」は、この学童の時期における貴重な「育ちの糧」となるものと確信しております。

今後、事業を進めながら事業内容を検証し、障がい児の放課後活動の支援と事業の向上を図ってまいりたいと考えております。

まちのわだい

MACHI NO WADAI

第9回しずおか市町村対抗駅伝に向けて6月19日、吉田中学校グラウンドで吉田町チームが、練習を開始しました。



大会に向けて練習する選手たち

しずおか市町村対抗駅伝に向けて練習会が始まる

第1回大会からチームのスタッフを務める坂本國雄実行委員長は、「予想以上に多くの選手が参加してくれました。今年は、昨年以上の成績が期待できそうです。」と力強く大会に向けて意気込んでいました。

今後は、大会まで週1回の練習会を行い、3回のタイムトライアルなどを実施して選手を選

「Gas Oneカップ中央大会」に出場する住吉野球スポーツ少年団が6月4日に役場を訪れました。主将の大石泰輝さん（住吉小6年）が選手を代表して、「予選では、負けそうなきもありましたが、みんなで力を合わせてがんばりました。全国大会では、悔いの残らな

住吉野球少年団が奮闘を誓う

いよう気持ちでは負けない試合をしたい。」と力強く誓いました。また、田村町長から「吉田町の代表として、元氣よく頑張ってください。」と激励をされました。大会は、8月30日から埼玉県さいたま市の県営大宮公園野球場で開催されます。



田村町長から激励される住吉野球少年団の選手皆さん

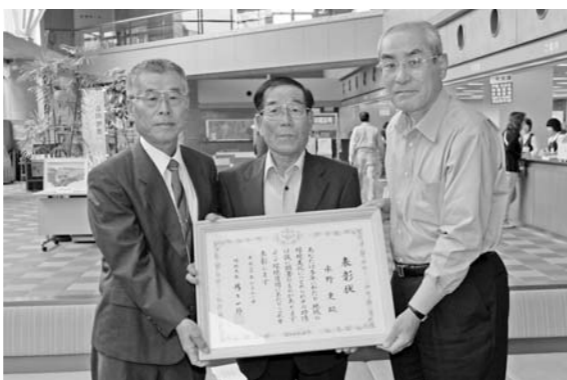
吉田町チームが始動！

考していく予定です。また、大会は、12月6日(土)に県庁前をスタートし、草薙陸上競技場までの42・195kmを、小学生から40歳以上の11人の選手が、たすきをつなぎ力走します。

吉田町花の会 水野さんが環境大臣賞を受賞

昭和32年から長きにわたり吉田町花の会での中心的な役割を果たし、地域の環境美化のためご尽力された水野吏さんが、地域環境美化功績者として環境大臣賞を受賞しました。小学生の時から花を植えている水野さんは、「人がやるべきことをやってきただけです。花と一緒にいると本当に心が

和みます。花は、自分にとって生涯連れ添いです。」と花に対する愛情を話しました。田村町長は、「花は、最高の贈り物で、本当に素晴らしいものです。おめでとうございました。」と長年の水野さんの功績をねぎらいました。



環境大臣賞を受賞した水野吏さん(中)

地域の環境美化に尽力

インディアカで親睦を深める

第21回吉田町インディアカ親睦大会を開催

町教育委員会と体育指導委員の主催による「第21回吉田町インディアカ親睦大会」が、6月15日に総合体育館で開催されました。当日は、混合の部に10チーム、女子の部に5チームの合計15チーム・約100人が参加し、参加したチーム同士で交流を深めながらも、例年より高レベルな白熱した試合が繰り広げられました。大会結果は、次のとおりです。



混合の部で優勝した「欧米か？」チームと「南米だ！」チーム

男女混合の部 Aブロック		男女混合の部 Bブロック	
優勝	欧米か？	優勝	南米だ！
準優勝	フェニックス05	準優勝	MOCAXILE
第3位	ヒバリーズA	第3位	西ザイル
女子の部		女子の部	
優勝	ファイトクラブ	優勝	ひまわり
準優勝		準優勝	姫
第3位		第3位	



女子の部で優勝した「ファイトクラブ」チーム

適度な運動で健康づくり

ウォーキング教室を開催

町で推進する健康づくり事業の一環として、運動の基本であるウォーキングを学ぶ教室が6月6日、保健センターで行われました。この教室は、だれでも簡単に運動ができるウォーキングで体力アップと健康増進を図ることを目的に開催されています。当日の教室では、ウォーキングを行う前に、効果的なウォーキングをするための講話や脈拍測定などが行われ、講話終了後には、晴天の空のもと小藤路公園で10人の参加者が、ウォーキングする時の正しい歩き方を健康運動指導士から学びました。なお、教室は、9月～11月までの期間中、月1回のペースで実施する予定です。



正しい歩き方を学ぶ参加者

お知らせ

受診券をうけては予防がはかる

国保特定健診

◆7月25日から始まります!!

対象者：40歳以上の国保被保険者全員
7月始めごろから、「受診券」と「実施日一覧表」が送付されますので、ご都合の良い日に必ず受診してください。

受診券の届いた方で、事業者健診や人間ドックを受診された方は、特定健診を受けたものとみなされます。お手数ですが役場町民課国保部門までご連絡ください。

◆受診には、「国保被保険者証」と「受診券」が必要です

特定健診は保険者が実施するため、医療機関を受診したときと同様に、被保険者証の確認が必要となります。必ず、「被保険者証」と「受診券」を持参してください。

受診日に、国保被保険者でない場合は、新たに加入した保険者の実施する健診を受診することになります。

◆「後期高齢者健診」を同時に実施します

対象者：75歳以上の希望者
「平成20年度特定健診・生活機能評価希望調査票」（平成20年3月実施）に基づき、7月始めごろから、「受診券」と「実施日一覧表」が送付されます。

特定健診と同様に、必ず「後期高齢者医療被保険者証」と「受診券」を持参してください。
新たに受診を希望される方は、お手数ですが町民課国保部門までご連絡ください。



「被保険者証」と「受診券」

問合せ先 町民課 国保部門
☎33-2103

肝炎ウイルス検診

◆感染を早期に知るために

肝臓の病気の80%以上は、肝炎ウイルスが原因です。肝炎ウイルス検査は、B型肝炎・C型肝炎ウイルスに感染しているかどうかを調べるものです。

肝炎ウイルスに感染していることを知らずに過ごしていることが少なくありません。ウイルスの感染をそのまま放置しておくと、肝炎から肝硬変・肝臓がんにつながる可能性があります。

対象 40歳以上で肝炎ウイルス検診を受けていない方

実施時期 7月～11月の国保特定健診検査と同時実施

検診内容 血液検査、C型肝炎ウイルス検査など

検診料 800円

※なお、本年度40歳を迎える方には、受診券を送付します。その他の方で検査を希望される方は、健康づくり課へご連絡ください。

問合せ先 健康づくり課(保健センター)
☎32-7000

「うぐすす色」から「クリーム色」に変わります

高齢受給者証が届きましたら、住所・氏名・一部負担金の割合などの記載事項の確認をお願いします。

※75歳になると後期高齢者医療制度の対象となるため、有効期間が短くなっている方があります。お確かめの上、ご使用ください。

・負担割合の変更

平成21年4月1日からは負担割合が、1割から2割に変わる予定です。
(一定以上所得者は3割負担)

・該当者

70歳から74歳までの方(75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の対象)

問合せ先 町民課 国保部門
☎33-2103

10月から国民健康保険税の年金からの特別徴収が始まります

特別徴収

10月から始まる特別徴収は、公的年金から天引きによって国民健康保険税を納めていただく制度です。

普通徴収

従来どおり納付書により、役場会計窓口や、金融機関などで納めていただく制度です。

対象となる世帯

次の①～④すべてに該当する方が特別徴収となります。
①世帯主が国民健康保険の被保険者であること

②世帯内の国民健康保険の被保険者の全員が65歳から74歳までであること
③対象となる年金の年額が18万円以上であること

④国民健康保険税と介護保険料を合わせて、対象となる年金額の2分の1を超えないこと

※特別徴収対象者で、未納がなく口座振替により納付いただける方については、申請により普通徴収にすることができず。

◆10月以降年金から天引きをさせていただく方

納期	期別	納期限	納入方法	回数
7月	第1期	7月31日(木)	普通徴収 (納付書により納めます) 3回	6回
8月	第2期	9月1日(月)		
9月	第3期	9月30日(火)		
10月		年金支給日	特別徴収 (対象となる年金から天引きされます) 3回	
12月		年金支給日		
2月		年金支給日		

◆納付書によって納めていただく方

納期	期別	納期限	納入方法	回数
7月	第1期	7月31日(木)	普通徴収 (納付書により納めます)	8回
8月	第2期	9月1日(月)		
9月	第3期	9月30日(火)		
10月	第4期	10月31日(金)		
11月	第5期	12月1日(月)		
12月	第6期	1月5日(月)		
1月	第7期	2月2日(月)		
2月	第8期	3月2日(月)		

・問合せ先 税務課 課税部門
☎33-2107
町民課 国保部門
☎33-2103

乳幼児受給者証の更新の受付をします

10月1日以降から使用する「乳幼児医療費受給者証」を発行するため、申請書の提出をお願いします。

対象者

平成14年4月2日以降に出生したお子さま

持ち物

- ①乳幼児医療費受給者証交付申請書
- ②受給者(乳幼児本人)の健康保険証のコピー
- ③印鑑(スタンプ式の印鑑は不可)

申請書の提出日時・場所

提出日	受付時間	提出場所
7月27日(日) (日曜開庁)	8:15~12:00 13:00~17:15	役場1階 社会福祉課窓口 ☎33-2104
7月28日(月) 8月1日(金)	8:15~17:15	健康づくり課 (保健センター)

問合せ先 健康づくり課
(保健センター)
☎32-7000

「話をしよう」をテーマに標語を募集します

社会教育委員の会では、「あいさつから一歩踏み込んで話をしよう」をテーマに19・20年度の2年間、さまざまな活動に取り組んでいます。その活動の一つとして、町民などの皆さまから標語を公募し、ステッカーなどを作成して町内全世帯に配布し、家庭内や近所、友人などと話をする雰囲気高め、誰とでも気軽に話ができるような環境づくりに努めていきたいと考えています。町民の皆さまからのたくさんのご応募をお待ちしております。

募集期間 7月15日(火)～9月12日(金)
応募方法 はがき、応募箱への投函、Eメールのいずれかの方法で、下記①～⑥を明記して投稿応募してください。
 ①郵便番号、住所 ②氏名(ふりがな) ③年齢 ④電話番号 ⑤勤務先・学校名
 ⑥標語(30文字以内)

その他 (1)標語は30文字以内とし、「話をしよう」という言葉かそれを連想させる内容を入れること。
 (2)投稿は未発表のものに限り、投稿されたものの著作権は教育委員会に委譲するものとする。
 (3)最優秀作品1点、優秀作品2点を選び、11月中旬に開催予定の「吉田町青少年健全育成大会」において表彰する。

※ 社会教育委員の活動趣旨説明については、町のホームページに掲載してあります。また、投函場所などにも活動主旨説明を備え付けてありますのでご自由にお持ちください。

問合せ先 教育委員会 社会教育課 ☎33-2152

はがき 〒421-0395 吉田町住吉87 吉田町教育委員会社会教育課
 「話をしよう」標語募集係
投函 教育委員会(役場5階)・中央公民館
 町内自治会館(住吉区、川尻区、片岡区、北区)
メール yoshida.kyouiku@za.tnc.ne.jp

ご応募は
こちらへ



健康協力委員は、町が行う検診などの保健活動のお手伝いをはじめ、自主活動をとらして地域の皆さまの健康づくりと福祉の推進などに活躍してまいります。(敬称略)

滝井まゆ美(住吉山八) 柳原 佐江(住吉山八) 大村 裕子(住吉西浜) 長谷川美好(住吉西浜) 三輪 久代(住吉森下)
 筒井美矢子(北区第2) 大塚さちよ(北区第1) 廣川 玲子(北区第1) 寺井トナミ(北区第5) 杉本美智子(北区第2)

新しい健康協力委員の 皆さんを紹介します!!

問合せ先 健康づくり課 ☎32-7000

保険料のお支払い方法の変更について

次のいずれかの要件を満たす方は、申し出により保険料の納め方を特別徴収から普通徴収(口座振替のみ)に変更することが可能です。
 ①国民健康保険税を過去2年間、滞りなく確実に納付していた方(本人)が口座振替により納付する場合
 ②前年の年金収入が180万円未満の方で、本人に代わって世帯主または配偶者の口座振替により納付する場合

問合せ先 町民課 国保部門
☎33-2103

入院時の食事代の標準負担額(1食あたり)

所得の区分		負担額
低所得II	同じ世帯全員が町民税非課税の場合	過去12カ月の入院日数が90日以下のとき 210円
		過去12カ月の入院日数が90日を超えたとき(注1) 160円
低所得I	同じ世帯全員が町民税非課税で、全員の所得が一定の基準に満たない場合	100円

注1…入院日数が過去12カ月間で90日を超えた場合も申請が必要となります。

同じ世帯全員が町民税非課税の場合、入院したときの食事代が減額されます。
 この「減額認定証」の交付には申請が必要です。交付を希望される場合は、町民課国保部門に申請をしてください。なお、有効期限が平成20年7月31日となっている減額認定証は8月以降使用できません。

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)について

静岡県後期高齢者医療広域連合のお知らせ

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)保険料が決定します

平成20年度の保険料決定通知書および納入通知書を、8月に送付します。
 ◆次の人は普通徴収となります
 (1)年金受給額が年額18万円未満の方。
 (2)長寿医療制度(後期高齢者医療制度)保険料と介護保険料の合計が、年金額の2分の1を超える方。
 なお、複数の年金を受給されている方は、特別徴収対象年金に年金種別などの優先順位があるため、年金受給総額が年額18万円以上であっても普通徴収となる場合があります。

地球温暖化防止に向けて家庭から排出されるCO₂の削減を図るため、既存住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合、町に申告すると翌年度分の固定資産税が3分の1減額されます。なお、新築軽減および住宅耐震改修に係る固定資産税の減額を受けている場合と都市計画税は減額されません。※バリアフリー改修は併せて減額されません。
 具体的な減額措置の適用関係は次のとおりです。

対象になる住宅

平成20年1月1日に存在していた住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅(賃貸住宅を除く)

対象になる工事

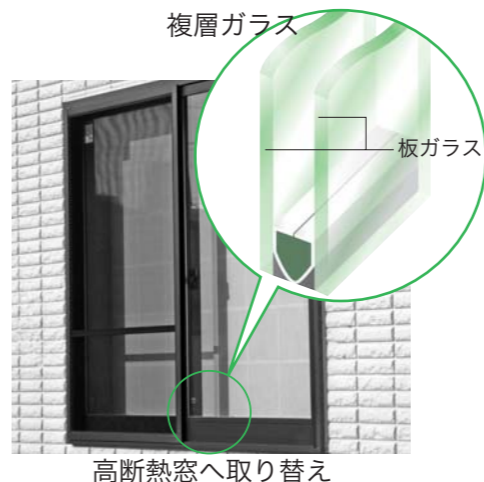
次の①の工事、または①とあわせて行う②③④の工事で費用が30万円以上であること
 ①窓の断熱改修工事
 ②床の断熱改修工事
 ③天井の断熱改修工事
 ④壁の断熱改修工事
 ※これらの工事は外気などと接する部分の工事に限ります。

対象になる床面積

1戸当たり120㎡相当分まで

申告方法

『住宅の省エネ改修に伴う固定資産税減額申告書』に必要事項を記入し、改修後のそれぞれの部位が省エネ基準に適合することとなった旨の証明書(注1)を添付して、改修後3カ月以内に税務課に申告してください。
 また、『住宅の省エネ改修に伴う固定資産税減額申告書』は役場のホームページでダウンロードできます。
 (注1)：建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行したものは



問合せ先 税務課 課税部門
☎33-2108

今こそ耐震補強を!!



トウカイ「東海」ゼロ
TOUKAI「倒壊」-0

阪神・淡路大震災では、亡くなられた6,517人の8割以上が家屋の倒壊などによる圧死でした。
 県や町では、予想される東海地震からひとりでも多くの生命を守るため、「プロジェクトTOUKAI-0」を進めています。
 昭和56年5月以前に建築された木造住宅は、倒壊の恐れがあるため、専門家による耐震診断をおすすめしております。
 耐震補強などをするお宅に対して補助金がありますので、ぜひご利用ください。

問合せ先：都市建設課 都市計画部門 ☎33-2161

写真：新潟県中越沖地震被災住宅
提供：静岡県建築安全推進室

耐震診断は無料！ 補強工事には補助金がでます！

① 専門家の耐震診断	対象…昭和56年5月以前に建築された木造住宅 ・役場都市建設課へ電話でお申し込みください。専門家を派遣して、無料の耐震診断を行います。
② 耐震補強計画の作成	補助額…96,000円(無料診断を受けていない場合は102,000円) ・診断結果を基に、有効な補強方法を検討するための精密診断及び補強計画書を作成する費用の3分の2を補助します。
③ 耐震補強工事	補助額…1棟あたり400,000円(高齢者のみの世帯や障害者が居住する住宅は500,000円) ・補強計画に基づく、耐震補強工事費の補助を行います。 また、耐震補強工事を実施した場合には、 所得税や固定資産税の特例 が受けられます。

ブロック塀の撤去にも補助金がでます！

町では、ブロック塀の倒壊・転倒による災害を未然に防ぐため、ブロック塀の撤去に対して補助金制度を設けております。
 お宅のブロック塀の撤去を計画された場合は、ぜひご利用ください。

補助額…撤去にかかる費用と撤去するブロック塀の延長に基準額(1mあたり8,900円)をかけたものとを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内(1敷地につき上限50,000円)



写真：新潟県中越沖地震被災地
提供：静岡県建築安全推進室



富士山静岡空港

Vol.153

第14回夏休み親子社会見学参加者募集!!

- 開催日 8月24日(日)
- 集合場所 吉田町役場
- 見学先 中部国際空港など
- 対象者 町内在住の小学生とその保護者
- 参加料 1人 1,000円
(昼食および保険代)
- 募集人数 40人(申込み多数の場合抽選)
- 応募方法 直接または電話、Eメール(参加者の住所、氏名、電話番号、『夏休み親子社会見学』と明記)でお申し込みください。
- 応募期限 7月25日(金)

【日程】

- 8:00 吉田町役場駐車場出発
- 9:00~10:30 航空自衛隊浜松広報館
- 12:30~14:30 中部国際空港
- 15:00~16:30 中部電力知多電力館
- 19:30 吉田町役場駐車場到着

応募先・問合せ先

吉田町空港対策協議会事務局
 (企画課 企画調整部門)
 ☎33-21335
 Eメール yoshida@mail.wb.s.n.jp



ヨッピー



吉中生が富士山静岡空港の建設地を見学

5月26日(月)、吉田中学校の生徒(2年生)283人が富士山静岡空港と金谷前崎連絡道路(国道473号バイパス)の建設地を見学しました。
 平成21年3月の開港を目指し整備が進む空港の建設地では、石雲院展望台から管制塔や滑走路などの整備状況を見学しました。
 また、東名高速道路、御前崎港、富士山静岡空港など「陸・海・空」の広域交通拠点をつなぐ金谷御前崎連絡道路の建設地では、建設中の橋を見学しました。

ご協力をお願いします

水道管理図修正作業に伴う
 宅地内等への調査員の立入について

水道課では、水道管の位置などを把握するための管理図を、最新のものに修正する作業を実施します。
 そのため、作業を担当する調査員が、調査対象となっております敷地内に立ち入らせていただき、メーターの位置などを確認させていただくこととなります。
 調査員は、吉田町の腕章と身分証明書を持参しておりますので、調査に伺いましたら、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

調査対象 主に平成18~19年度に新築又は増改築等を行い、給水装置工事を実施された家屋

調査期間 平成20年7月16日(水)~平成21年1月30日(金)

調査内容 家屋の外観、給水管、水道メーター、止水栓の位置の確認

問合せ先 水道課 工務部
 ☎33-2128

考えてみよう！21世紀は「男女共同参画社会」!!

7月30日は、男女共同参画の日!!

～男（ひと）と女（ひと）が支え合い、健やかで活力あるまちを創るために～

男女共同参画の日

明治9年（1876年）7月30日、浜松県榛原郡横岡村（現在の島田市）において女性が浜松県公選民会の投票を実施。これは我が国で女性が選挙をした最初で、このことにちなみ、静岡県では7月30日を「男女共同参画の日」としました。

県では「男女共同参画社会づくり宣言」を行う事業所・団体を募集・応援します

本格的な人口減少社会を迎えた現在、人材の活性化による生産性の向上への取組が強く求められています。県では、これまでの男女共同参画施策をさらに進化させて、誰もがいきいきと活躍できる社会の実現に向け、「仕事と生活の調和を重視する、ワーク・ライフ・バランス」という考え方の提唱を行っています。平成19年4月からは「男女共同参画社会づくり宣言」推進事業として「宣言」を行う事業所・団体を募集し、応援しています。

◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは？

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことです。

◆「男女共同参画社会づくり宣言」推進事業とは？

県民の皆さまのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現を促進するために、企業などの男女共同参画社会づくりへの取組を支援する事業です。平成20年6月23日現在、宣言事業所・団体は228件です。このうち、吉田町における宣言事業所・団体は2件です。

参考：オカモト(株)静岡工場（宣言日 平成20年4月24日）

吉田町商工会（宣言日 平成20年5月16日）

◆「ワーク・ライフ・バランス」を推進する理由は？

- ①仕事と育児の両立が可能となり、就業を望む女性が働き続けることができる。
- ②男性の家事・育児参加が増え、女性が社会で活躍できるチャンスが膨らむ。

◆「ワーク・ライフ・バランス」の推進が事業所・団体にもたらすメリットは？

- ①優秀な人材の確保
- ②従業員の満足度・意欲の向上

◆宣言の手続きは？

所定の「宣言届出書」に取組内容など必要事項を記入し、代表者が押印の上、県の男女共同参画室まで送付。

※この事業の趣旨に沿うものであれば、どんなに小さな取組でもかまいません。

◆宣言事業所・団体に対する県の支援は？

①自己PRの材料を提供

「宣言事業所・団体」であることをPRしていただけるよう、登録証（壁掛け型又はスタンド型）を無料で交付するほか、ご自由にお使いいただけるバナー用画像ファイルもお渡します。

②県のホームページでPR

宣言事業所・団体のイメージアップにつながるよう、県のホームページに名称や概要を掲載します。また、宣言内容のアップデートや自社ページへのダイレクトリンクも可能です。

③事業そのもののPR

◆宣言の問合せ先 静岡県県民部男女共同参画室 ☎054-221-3363

問合せ先 企画課 企画調整部門 ☎33-2135 ☎32-6121 Eメール yoshida@mail.wbs.ne.jp



つくってみませんか？ 学校給食メニュー

Vol.28

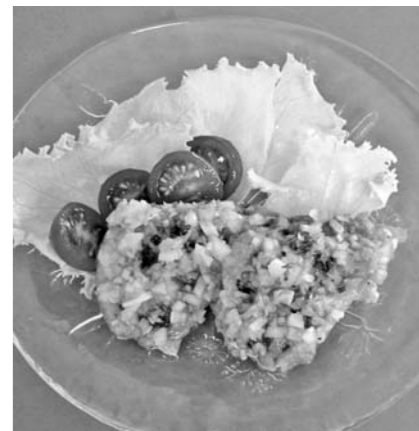
- アジのマリネ
- 酢豚

7月になり毎日蒸し暑い日が続いています。今月は、「お酢」を使った、料理をご紹介します。

●アジのマリネ

材料（4人分）

- アジ(三枚おろし).....30g 8枚
 - こしょう.....少々
 - でんぶん.....適宜
 - 揚げ油.....適宜
 - タマネギ.....80g
 - ニンジン.....50g
 - パセリ.....適宜
- 調味料A
- 酢.....大きじ1.5
 - レモン果汁.....大きじ1
 - 砂糖.....大きじ2
 - 塩.....小さじ3/5
 - こしょう.....少々
- 作り方
- ①アジは、こしょうをふり、でんぶんをまぶし、中温の油で揚げる。
 - ②タマネギ、ニンジン、パセリは、



それぞれみじん切りにする。ポウルに調味料Aの材料を全て入れ、よく混ぜて塩と砂糖を溶かす。みじん切りにした野菜を加え、さらによく混ぜておく。

- ①のアジが熱いうちに、②を全体にかける。荒熱がとれたら、冷蔵庫で冷やす。
- ④器に盛り、好みの野菜を添える。

●酢豚

材料（4人分）

- 豚もも肉(1・5cm角切).....200g
- でんぶん.....適宜
- 揚げ油.....適宜
- 肉下味調味料.....適宜
- おろしシヨウガ.....小さじ1
- しょうゆ.....大きじ1
- 酒.....小さじ1
- タマネギ.....小さじ1
- ニンジン.....80g
- タケノコ水煮.....80g
- シメジ.....150g
- ゴマ油.....40g
- 中華スープの素.....小さじ1
- 水.....200cc



⑤④に③の調味料を加え、少し煮て味をつける。味を整えたら、①の豚肉を加え、全体を混ぜて仕上げる。

調味料A

- トマトケチャップ.....大きじ1
- しょうゆ.....大きじ1
- 酢.....大きじ1
- 砂糖.....大きじ1.5

作り方

- ①豚もも肉は、下味調味料をもみこんで、10分ほどおき味をつける。でんぶんをまぶし、中温の油で揚げる。
- ②タマネギは角切り、ニンジンとタケノコはいちよう切り、シメジは石づきを取りほぐす。
- ③ポウルに調味料Aの材料を入れ、混ぜ合わせて砂糖を溶かしておく。
- ④鍋にゴマ油を入れ、火にかける。ニンジン、タケノコの順に入れてしばらく炒める。タマネギを加えて、タマネギが透き通るまで炒める。水、中華スープの素、砂糖を加えて煮る。ニンジンが軟らかくなったら、シメジを加えひと煮立ちさせる。

手作りの味を食卓へ

献立集を作成しました

町健康づくり食生活推進協議会が、設立30周年を記念して献立集「わが家のエプロンメニュー」を作成しました。

今まで実習してきた献立の中から、大好評だった料理を選び、主食・主菜・副菜・おやつとわかりやすく色分けにして編集しました。毎日の食事のメニューを考えるとときに役立っていたらと思います。

1冊200円で販売しておりますので、健康づくり課（保健センター）までお問い合わせください。



問合せ先 健康づくり課

(保健センター)

☎32-7000



みんなで 育てよう 介護保険

安心して住みつづけられるまち



申請が必要です!

役場の介護保険窓口に申請し、認定されると、「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。

施設サービスなどを利用する際に、この認定証を事業者に提示してください。

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設に入所またはショートステイを利用する際、居住費・食費についての軽減措置があります。所得の低い方の負担額は下表のようになります。

対象になる方

世帯の全員が住民税非課税で、下表の第1〜3段階に該当する方。

所得の低い方の居住費（部屋代）・食費の負担限度額《日額》

段階	対象者	居住費(部屋代)の限度額			食費の限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室	
第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護の受給者など	820円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方	1,640円	1,310円 (820円)	320円	650円

※()内は、特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額です。施設の認定した居住費（部屋代）・食費が限度額を下回る場合は、施設の認定した金額が基準となります。限度額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として介護保険から施設に支払われます。

対象になる要件

世帯の全員が住民税非課税であって、次の①〜⑤の要件すべてを満たす方のうち、収入や世帯状況、利用料負担などを総合的に勘案し、生計が困難であると町が認めた方。

- ① 年金収入が単身世帯で150万円以下（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下）
- ② 預貯金などの額が単身世帯で350万円以下（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下）
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ④ 負担能力のある親族などに扶養されていない
- ⑤ 介護保険料を滞納していない

申請が必要です!

役場の介護保険窓口に申請し、該当になれば《社会福祉法人等利用者負担軽減確認証》が交付されます。

社会福祉法人などの介護サービスを利用する際、この確認証を事業者に提示してください。

1人ひとりの保険料は、介護保険の大切な財源です。忘れずに必ず納めましょう!

問合せ先 高齢者支援課
☎33-2106

施設サービスなどを利用する際の
居住費・食費の負担が軽減されます

社会福祉法人などの介護サービスの
利用料が軽減されます



地球にやさしい吉田町



生ごみ処理機の購入に対する補助金を交付しています

～生ごみを自宅で処理し、“エコ”生活ませんか?～

家庭から毎日出る“生ごみ”のほとんどは、「燃えるごみ」として清掃センターで焼却処理されています。

そんな“生ごみ”も市販の生ごみ処理機器で処理することにより、ごみの量を減らし、堆肥化し資源として再利用することが簡単にできます。

町では、生ごみ処理機器等を購入する場合に（1世帯で2基まで）補助金を交付していますので是非ご利用ください。

◆補助金の申請方法

購入する機器が補助金の対象となるか、また補助金の枠が残っているかを役場町民課（環境保全部門）までご確認のうえ、生ごみ処理機器を購入後に交付申請手続きをしてください。

～補助金交付申請時に持参するもの～

- ① 印鑑 ② 処理機器の領収書
- ③ 処理機器の保証書（家庭用電化製品・コンポスト容器の場合のみ）



◆対象となる生ごみ処理機器と補助金額

生ごみ処理機器の種類	家庭用電化製品	ばかし専用容器	コンポスト容器
	主として電気を利用し、かくはん・乾燥などの方法で減量化及び堆肥化する家庭用電化製品（屋内の生ごみの臭いにお困りの方におすすめ!）	主として微生物の働きを利用し、発酵させ、減量化や堆肥化する密閉型の容器	電気をいらないで、おがくずなどを用いて生ごみを乾燥させ、微生物を繁殖させて減量化及び堆肥化する地面設置型の処理容器
補助金額 (100円未満切捨て)	取得金額×0.5 (円) (上限20,000円)	取得金額×0.7 (円) (上限3,500円)	取得金額×0.7 (円) (上限7,000円)

※取得金額とは、本体及び同梱される付属品の価格（消費税等を抜いた金額）

◆生ごみ処理機器の補助金を受けることができる方

- ・吉田町に住所があり、かつ居住している方
- ・家庭の生ごみを処理するために、生ごみ処理機器などを購入する方
- ・町税の滞納がない方

生ごみ処理機器の補助金には年度ごとに一定の補助枠がございます。また、補助金交付は先着順となっておりますので、お早めに購入し申請してください。

問合せ先 町民課 環境保全部門 ☎33-2102 ☎33-0361
Eメール choumin@town.yoshida.shizuoka.jp

町における公共事業にかかる入札結果を公表します。

入札結果

予定価格・落札価格は消費税込み

平成20年6月2日執行（指名競争入札）

◆下水道地震対策緊急整備計画策定業務委託
指名8社 落札業者 ㈱日新技術コンサルタント 静岡出張所
予定価格 15,435,000円 落札価格 14,385,000円 落札率 93.20%

◆公共下水道施設実施設計業務委託
指名5社 落札業者 服部エンジニア(株)
予定価格 9,250,500円 落札価格 8,295,000円 落札率 89.67%

◆大井川清流緑地管理業務委託
指名6社 落札業者 ㈱岩本造園
予定価格 9,975,000円 落札価格 9,450,000円 落札率 94.74%

◆量水器修繕事業
指名4社 落札業者 愛知時計電機(株) 静岡営業所
予定価格 5,470,500円 落札価格 4,286,016円 落札率 78.35%

平成20年6月4日執行（抽選型指名競争入札）

◆町道日の出原線改良工事
入札参加10社 落札業者 八木産業(株)
予定価格 25,588,500円 落札価格 20,958,000円 落札率 81.90%

◆東名大井川線配水管布設工事（第2工区）
入札参加10社 落札業者 ㈱福泉 吉田支店
予定価格 18,049,500円 落札価格 15,834,000円 落札率 87.73%

◆塩谷上川原線外1路線送・配水管布設工事
入札参加10社 落札業者 ㈱兼祥
予定価格 14,353,500円 落札価格 12,579,000円 落札率 87.64%

◆大幡住吉線導・配水管布設替工事
入札参加10社 落札業者 ㈱大場組
予定価格 9,838,500円 落札価格 8,599,500円 落札率 87.41%

平成20年6月19日執行（制限付き一般競争入札）

◆東名大井川線外1路線導水管布設工事
入札参加資格業者8社 落札業者 さくら設備工業(株) 吉田支店
予定価格 72,450,000円 落札価格 56,700,000円 落札率 78.26%

◆除鉄除マンガン施設築造工事（水道施設）
入札参加資格業者7社 落札業者 ㈱橋本組
予定価格 194,250,000円 落札価格 147,000,000円 落札率 75.68%

◆第2浄水場築造工事（管理棟・水道施設）
入札参加資格業者2社 落札業者 平井工業(株) 西部支店
予定価格 147,000,000円 落札価格 141,750,000円 落札率 96.43%

◆第2浄水場築造工事（電気設備）
入札参加資格業者2社 落札業者 ㈱伊東工業所
予定価格 131,250,000円 落札価格 123,690,000円 落札率 94.24%

◆除鉄除マンガン施設築造工事（電気設備）
入札参加資格業者2社 落札業者 荏原実業(株) 静岡支社
予定価格 88,200,000円 落札価格 81,375,000円 落札率 92.26%

◆第2浄水場築造工事（機械設備）
入札参加資格業者2社 落札業者 ㈱伊東工業所
予定価格 29,085,000円 落札価格 26,460,000円 落札率 90.97%

◆除鉄除マンガン施設築造工事（機械設備）
入札参加資格業者2社 落札業者 ㈱伊東工業所
予定価格 10,395,000円 落札価格 8,715,000円 落札率 83.84%

※入札結果は町のホームページ
(http://www.town.yoshida.shizuoka.jp) でご覧いただけます。

自治会別					
人身事故・物損事故・飲酒運転検挙件数					
	住吉区	川尻区	片岡区	北区	合計
人身事故	7 (5)	2 (5)	2 (3)	3 (3)	14 (16)
物損事故	11 (9)	7 (6)	4 (6)	7 (4)	29 (25)
飲酒運転検挙	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
累計	28 (27)	14 (21)	12 (19)	11 (11)	65 (78)
累計	64 (43)	33 (31)	31 (33)	29 (27)	157 (134)
累計	0 (0)	2 (1)	1 (1)	0 (1)	3 (3)

●累計は1月から6月までの累計
●()内は前年同期

広報はいだん

文月

灯ともせば妻も寛めお梅雨の宿 雨の中白の先ず咲く花菖蒲 梅雨病棟先づは名札を付けらるる 渡り廊の下ゆく流れ鯉涼し 洞窟の無我のひととき滴れり 梅雨深む金網越しの仁王の目 目借時信号無視の教習車 大いなる花影牡丹月夜かな 雲の峯巨船入り来る別府湾 夫在りし日月遠し半夏咲く	中村 禮子 山本 三雪 菅原 末野 若ヶ谷 恵樹 岩本 ふぢ枝 大石 双葉 若ヶ谷 恵樹 菅原 末野 山本 三雪 中村 禮子	川一つ隔て植田の村静か 父の日や厳しき父の遠くなり 目高生る楊貴妃てふ名をもちて 根性の母魁れ梅雨悲し 押し入れは少年の基地梅雨籠 髪洗ふ風すべりゆく朝かな 蚊遣り焚く古りし通し間通り土間 きのうより今日を佳しとす堂の夜 梅雨空や何やらすべて上の空	早川 和子 久保田 房子 柴原 昌代 原田 紀美子 高橋 陽代 岩堀 甫有子 廣田 みさ江 畑 絹枝 堀井 瓜紅
--	---	--	--

Tosyokan dayori

予約回数ベスト5!

- ①流星の絆 (34回)
東野圭吾著/講談社
 - ②ホームレス中学生 (28回)
田村裕著/ワニブックス
 - ③私の男 (27回)
桜庭一樹著/文芸春秋
 - ④陰日向に咲く (23回)
劇団ひとり著/幻冬舎
 - ⑤女性の品格 (22回)
坂東真理子著/PHP研究所
- 夢をかなえるゾウ (22回)
水野敬也著/飛鳥新社

※上記の本には現在予約が多数
ついてるものもございます。その
ため貸し出しまでに時間がか
かる場合がございます。



2008年1月から6月ま
での間にみなさんはどんな本
を読みましたか?今回は半年
間で予約が多かった本を紹介
します。
気になる本があるようでし
たら気軽に職員までお尋ねく
ださい。

図書館では8月23日に「夏
のお話会」を開催します。
ボランティアさんによる楽
しいお話会です。どなたでも
参加できますので、ぜひご家
族で遊びに来てください。

日時 8月23日(土)
11:00~
場所 2階おはなし室

上半期
ベスト予約の発表!

「夏のお話会」に
参加しませんか

としよかん
だより

Vol.128

☎ 33-3434
FAX 33-2300

おはなし会のご案内

- (0~2歳向け)
日時 7月16日(水) 11:00~
8月6日(水) 11:00~
- (3歳~小学生向け)
日時 7月19日(土) 14:00~
8月2日(土) 14:00~
- 場所 2階おはなし室

新刊紹介



一般書

【斜陽リ立ち】
古川薫著/毎日新聞社

乃木は愚将に非ず。乃木希
典と児玉源太郎。戊辰戦争か
ら運命の日露戦争、乃木の自
死の日まで、動乱の幕末明治
を疾走した両将の人生の軌跡
と友情を描く。

児童書

【ハサミムシのおやこ】

皆越ようせい作/ポプラ社



ハサミムシは、おしりに
はさみを持つた小さな虫。
冬の終わりにたまごをうん
で、子育てをします。山
中の小さな川沿いで、ハサ
ミムシの子育てをのぞいて
みよう。懸命に生きる親子
のいのちの物語。

【よくわかる最新バイオ
燃料の基本と仕組み】

井熊均著/秀和システム

原油価格の高騰を受けて、
いまや世界中で再生可能エ
ネルギー事業のブームが起
こっている。バイオエタノ
ール、バイオガスといった
バイオ燃料の意義や課題を
解説。バイオ燃料市場の見
方も説明する。

映画会のお知らせ

8月の映画会は「白石加
代子『百物語』シリーズ宵
の2」です。どなたでもご
覧いただけますので、お気
軽にお越しください。入場
は無料です。

日時 8月3日(日) 14:00~
内容 『白石加代子』『百物語』
シリーズ宵の2

今回は柴田錬三郎『赤い
鼻緒の下駄』、久生十蘭『昆
虫図』、浅田次郎『鉄道員』
を上映します。

7月 図書館休館日のお知らせ							8月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5						1	2
6	7	8	9	10	11	12	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19	13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26	20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30				27	28	29	30			
							31						

開館時間10:00~18:00 *●のついた日が休館日

図書館ホームページ <http://www.lib.yoshida.shizuoka.jp/> 携帯電話からは <http://www.lib.yoshida.shizuoka.jp/iliswing/>



「鎌入の儀」をする田村町長

ゆとりある保育空間に

さゆり保育園舎の起工式を開催

町立さゆり保育園の建て替えに伴い、起工式が6月22日に建設予定地である児童館南側で行われました。

当日は、田村町長をはじめ、町議会議員の皆さんや各自治会長、近隣住民の皆さんなど約60人が出席し、工事の安全を祈願しました。

現在の園舎は、昭和53年に建築しましたが、耐震性不足と老朽化により、今回新たに建て替えることになりました。

新園舎は、鉄骨造平屋建てで延床面積が1,400㎡と現在の園舎の1・3倍の規模となっております。ゆとりある保育スペースの確保と耐震性を重視し、園児が安全に楽しく生活できる設計になっています。

また、特徴としては、病気回復期にある乳幼児を一時的に預かる介護保育スペースなどの機能充実を図っており、総合的子育て支援の中核施設としての役割を担います。

なお、新園舎の完成は、平成21年3月末予定となります。



さゆり保育園完成イメージ図

あなたの税金が町をつくれます!

7月の納税

固定資産税 第2期

都市計画税

国民健康保険税 第1期

7月31日(木)までに
納めてください

納税は、口座振替が便利です!

問合せ先 税務課 収納管理部門
☎33-2109

ご逝去お悔み申し上げます

地区	氏名	世帯主
住吉	大村	清作 本人
片岡	仲田利馬	佐高 本人
小原	せり	保二 本人
河原崎	徹	本 本人
萬年	六郎	本 本人
北区	鈴木	久司 本人

*6月1日～30日に、ご家族のご承諾を得た方のみ掲載しています。

平成20年6月30日現在

●総人口 30,168人●

住民基本台帳	人口	29,044人	(前月比+32人)
男	14,566人	女	14,478人
世帯数	9,361戸	(前月比+18戸)	
組数	526組	(前月比±0組)	
出生	19	死亡	17
転入	118	転出	89
外国人登録人口	1,124人		
	男571人	女553人	

人のついき